答 弁 第 二 号昭和五十二年十月十一日受領

内閣衆質八二第二号

昭和五十二年十月十一日

内 閣

総

理大臣

福

田

赳

夫

衆議院議長保利茂殿

衆 議 院議 員 竹内猛君提出 不当展示に対する著作権者 0 人格権防護に関 する質問 12 対し、 別紙答

弁書を送付する。

_

(質問の二

衆 議 院 議 員 (竹内猛) 君提出不当 展 示 に対する著作 =権者の 人格権 防護に関す る質問 に 対対

する答弁書

(-)** \ わ ゆ る贋作には、 原作品、 を無断で、 例えば模写等により複製し、 その 複製物 を あ た か も原

Ļ 作 品 あ のごとく たか ŧ 原 利 作 用 品 す \mathcal{O} る場合と、 著 作者 が 創 作 原 作 L 品品 た とは ŧ \mathcal{O} 全く別 で あ る \mathcal{O} か 内 \mathcal{O} 容 ように \mathcal{O} 作 品 L を て 原 利 作 用 品 す \mathcal{O} る 画 場 合とが 風 を ま ね あ る て と考 創 作

えられる。

前 者 は、 著 作 権 侵 害 行 為 に 該 当 し、 著 作 権 者 は、 \mathcal{O} よう な 著 作 権 侵 害者 に 対 し、 著 作 権 法

第百 十二条 0 規定 に ょ る侵 害 行 為 0 差 止 \mathcal{O} 請 求 ¢ 損 害 賠 償 \mathcal{O} 請 求 等 \mathcal{O} 民 事 上 \mathcal{O} 措 置 で 対 処する

ことができることとされてい るほ か、 当該行為に対する罰 則 \mathcal{O} 定めが設け られ てい る。

後者は、 画 風 が著作物に当たらない ので著作権侵害とはならない。

著 作 権 者 は 著 作 権 法 上 美 術 \mathcal{O} 著 作 物 を そ 0) 原 作 品 に ょ 0 て 公 に 展 示 す る 権 利 を 専 有 す

る。

L た が つて、 第三 者 が 著作 権 者 に 無 断 で 当 該 美 術 0 著 作 物 \mathcal{O} 原 作 品 を 公に 展 示 す れ ば 著 作 権

侵 害 لح な り、 著 作 権 者 は 著 作 権 侵 害 者 に 対 し、 (-) \mathcal{O} 場 合と同 様 侵 害 行 為 \mathcal{O} 差 止 \mathcal{O} 請 求 B 損 害

賠 償 \mathcal{O} 請 求 等 \mathcal{O} 民 事 上 \mathcal{O} 措 置 で 対 処 す ることが で きることとされ 7 1 る ほ か、 当 該 行 為 に 対 す

る 罰 則 \mathcal{O} 定 \Diamond が 設 け 5 れ 7 1 る。 た だ し、 美 術 \mathcal{O} 著 作 物 \mathcal{O} 原 作 品 \mathcal{O} 所 有 権 が 譲 渡 さ れ 7 1 る 場

合 は 当 該 原 作 品 \mathcal{O} 所 有 者 又 は そ \mathcal{O} 同 意 を 得 た 者 は 当 該 原 作 品 を 公 に 展 示 す ることが で き る

ものとされている。

な お 当 該 原 作 品 が 未 公 表 0 ŧ \mathcal{O} で あ る場 合 は、 そ \mathcal{O} 所 有 者 等 \mathcal{O} 第 三 者 が 著 作 者 \mathcal{O} 意 に 反

7 当 該 原 作 品 を 公 表 すれ ば、 著 作 者 人 格 権 (公表 権 0 侵 医害とな り、 ま た、 著 作 者 が 存 L なく

な つ た 後 に お 1 て ŧ, 著 作者 が 存 L てい たとし たならばその著作者 人 格 権 \mathcal{O} 侵 害と なる べ き行

為に対しては、著作者の遺族は、著作権法第百十二条及び第百十五条の規定による当該侵害行

の措置を請求することができることとされているほか、

当該行為に対する罰

別の定

めが設けられている。

為の差止等

右答弁する。